

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 8 月26日
【計算期間】	第43特定期間(自 2018年11月27日 至 2019年 5 月27日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 江里子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント
【電話番号】	0 3 - 5 9 6 2 - 9 1 6 5
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	あり ()
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株		欧州	
債券		アジア	なし
一般	年6回(隔月)	オセアニア	
公債	年12回(毎月)	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東(中東)	
クレジット属性 ()		エマージング	
不動産投信	日々		
その他資産 ()			
資産複合 ()	その他 ()		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月) 決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

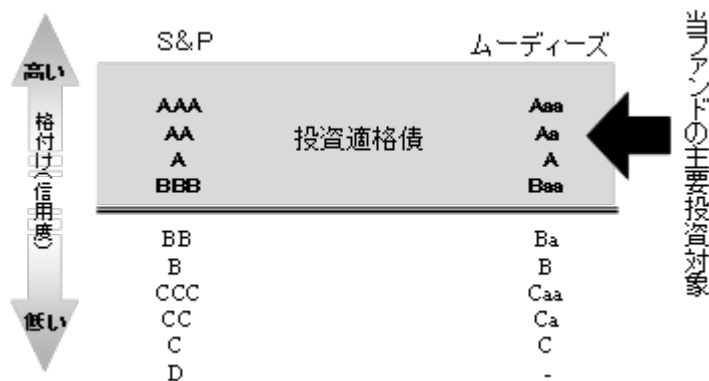
ファンドの特色

a. 世界各国の投資適格債^{*}に投資します。

- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- ・ 主として米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債・政府機関債、事業債などの投資適格債へ投資します。
- ・ 一般に、エマージング・カントリーと認識される国の政府や企業等が発行する債券であっても、投資適格の格付けを得ている債券は投資対象とします。

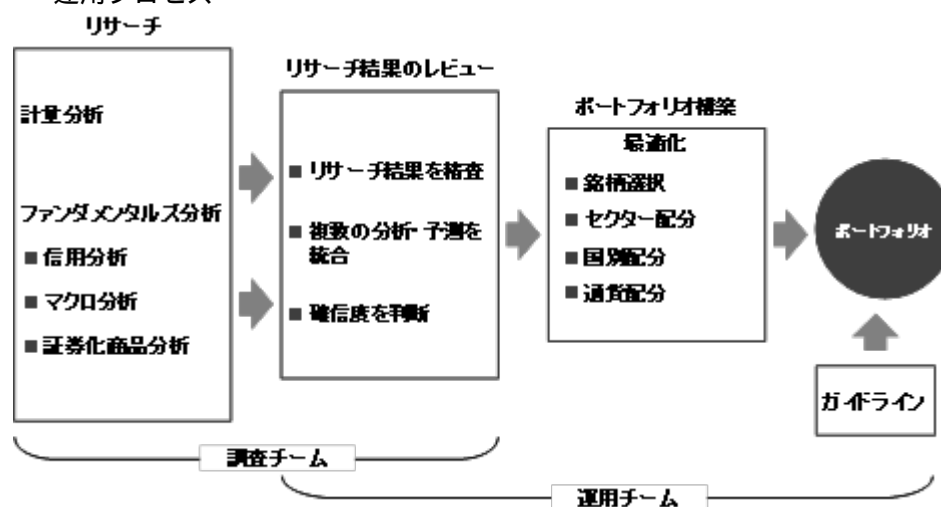
^{*} 投資適格債とは、BBB格以上の格付けを持つ債券です。格付けの低い債券に比べ利回りは一般に低いものの、安定した収益を確保するために適した投資対象となります。格付けを得ていない債券であっても、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

< 格付けと投資対象 >



b. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。

< 運用プロセス >



当ファンドの運用は、債券運用からの収益の獲得を主としています。

債券の運用

- ポートフォリオの国別・債券セクター別資産配分の決定・変更および個別銘柄の選定は、債券部門調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。
- 世界各国の景気変動の違い等に注目し、相対的に高い収益力が期待される国または債券セクターへの資産配分を高めます。
- ・ 米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行います。計量分析アナリストは計量的手法により、主要市場における社債個別銘柄の期待リターンを算出を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。
- ・ これらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- ・ このプロセスは継続的に行われ、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものへ随時、乗換えを行います。

為替の運用

- 為替の運用は債券運用とは分離して行います。各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。

このため、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

c. 運用は、アライアンス・バーンスタイン（以下、「A B」）^{*1}のグループ会社に委託します。

- 運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

- 委 託 先 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
（投資顧問会社）アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約5,808億米ドル（2019年6月末現在、約62.6兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界25ヵ国51都市（2019年6月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝107.740円（2019年6月28日のWMロイター）を用いております。

d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

e. 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

分配方針

- 原則として、毎決算時（毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき分配します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

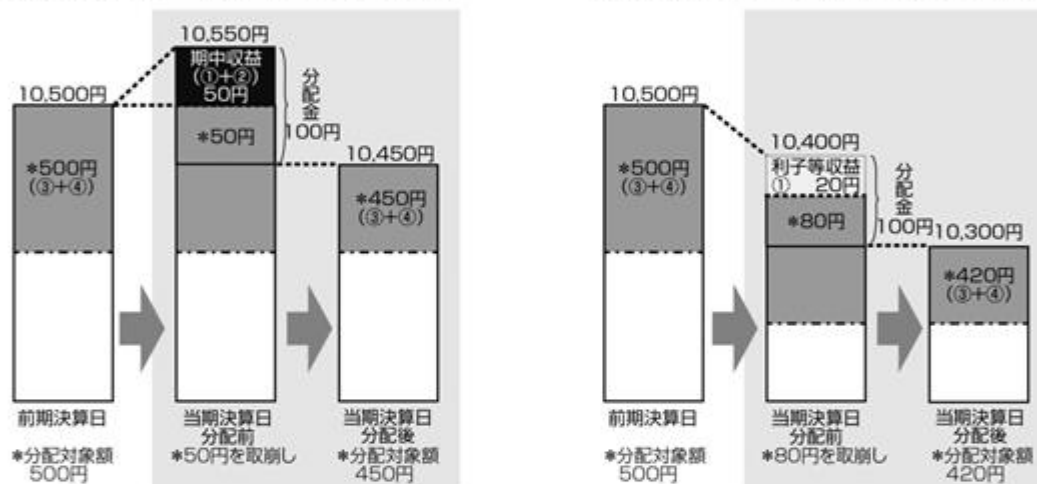


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

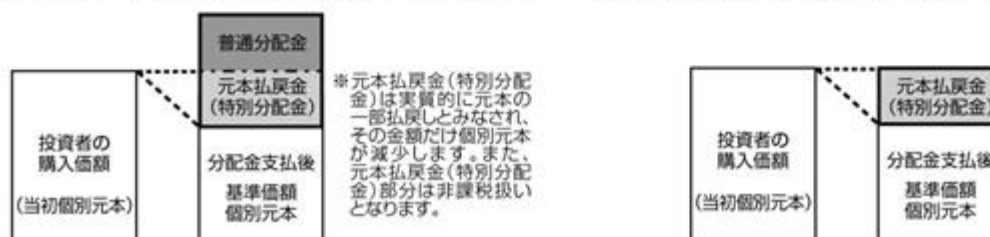
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

1997年12月18日

信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

2000年11月15日

関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。

2007年2月23日

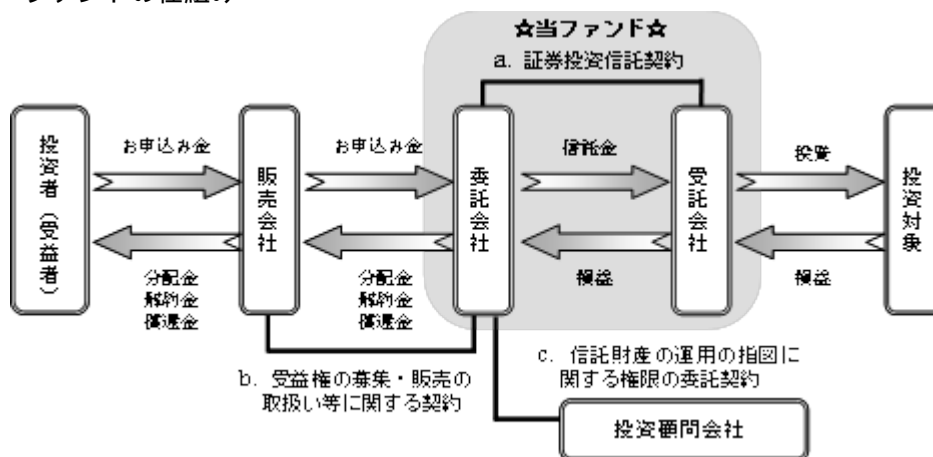
名称変更

（変更前）アライアンス・グローバル・インカム・ファンド

（変更後）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 販売会社 >

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・信託財産の管理業務等を行います。

< 投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2019年6月末現在）

b. 委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

- 2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。
- 2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。
- 2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。
- 2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2019年6月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345番	32,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用態度

- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2)【投資対象】

世界各国の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 有価証券
- デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限りします。）
- 金銭債権
- 約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 株券（優先株、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限りします。）
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- コマーシャル・ペーパー

- g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- h．外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i．外国貸付債権信託受益証券
- j．預託証書
- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券
- m．抵当証券
- n．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお a．の証券または証書、h．ならびに j．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から e．までの証券および h．ならびに j．の証券または証書のうち b．から e．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

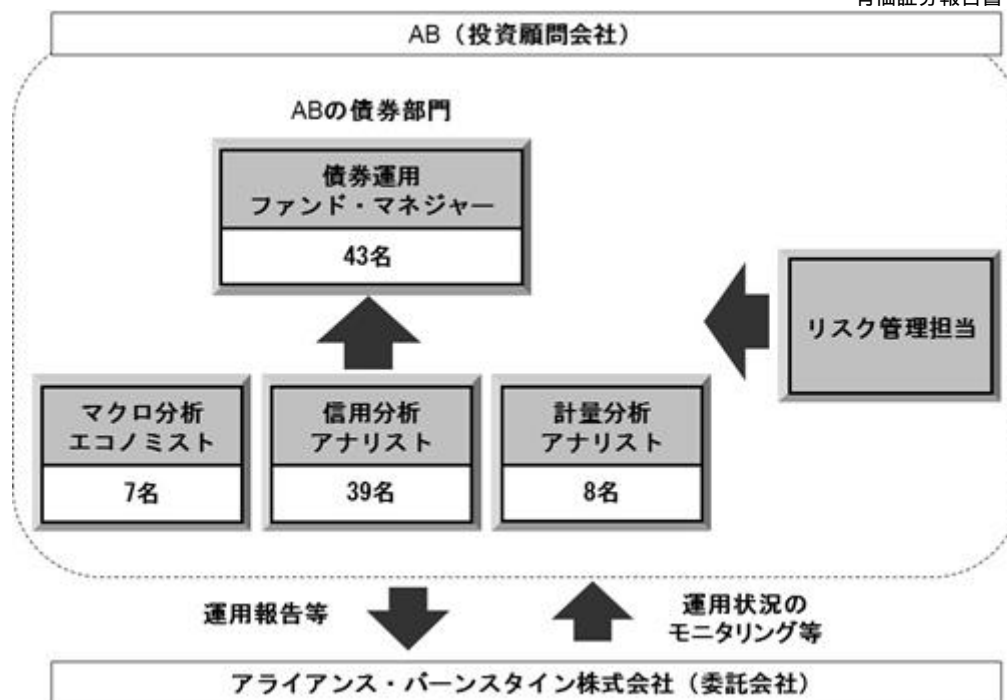
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

A B の債券部門は、43名の経験豊富なファンド・マネジャーと54名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。



上記は2019年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

- a．分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合は収益分配を行わないこともあります。
- c．分配金（税引後）は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。
- d．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に帰属します。収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a．株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りません。

b．株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

c．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．同一銘柄への投資割合

（イ）同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ロ）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

g．先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（ ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲 a．から d．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a.からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額とします。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ) 本 i . に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本 i . において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本 i . において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ) 本 i . に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

j . デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

a . 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b . 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a . 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b . 有価証券売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

c . 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わるなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券やエマージング・カントリー公社債は、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないア

セット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。（ただし、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。この場合、円と当該通貨の為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。）

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニタリングしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

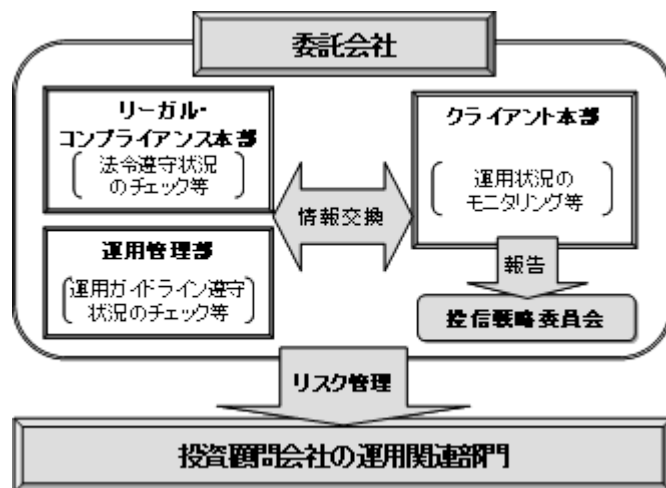
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 格付予想モデルを使った分析も行っています。 分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、A Bでは、独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	社債については、1発行体が発行した社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニタリングしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

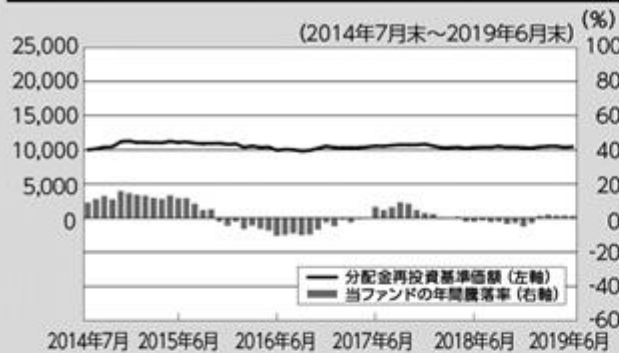
また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

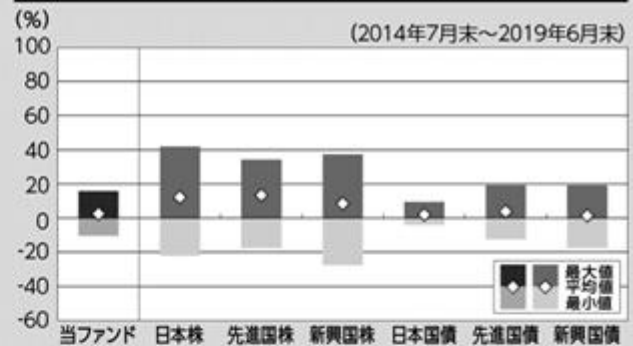
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
上記グラフは、2014年7月末を10,000として、指数化しています。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	15.7%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	19.3%	19.3%
最小値	-10.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%
平均値	1.8%	9.7%	11.0%	7.3%	2.0%	2.8%	1.4%

※上記グラフは、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、2014年7月～2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX (東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- ◆ TOPIX (東証株価指数、配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ◆ MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ◆ MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ◆ NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ◆ FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- ◆ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額	手数料率
1億円未満	3.24% [*] （税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.16% [*] （税抜2.00%）
5億円以上	1.08% [*] （税抜1.00%）

* 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、それぞれ3.3%、2.2%、1.1%となります。

取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

償還乗換えのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.674%^{*}（税抜1.55%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

* 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、1.705%となります。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.75%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

監査費用

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

その他の費用

- a．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- c．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

上記 および のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

（イ） 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

（ロ） 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2019年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2019年 6月28日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	281,268,968	12.61
	アメリカ	90,720,457	4.06
	カナダ	80,016,123	3.58
	ドイツ	67,518,482	3.02
	イタリア	140,639,676	6.30
	フランス	15,648,783	0.70
	オランダ	8,470,105	0.37
	スペイン	54,070,186	2.42
	ベルギー	28,724,545	1.28
	オーストリア	22,293,750	0.99
	フィンランド	21,526,284	0.96
	アイルランド	19,759,289	0.88
	イギリス	33,876,611	1.51
	ポーランド	72,109,184	3.23
	ロシア	3,262,625	0.14
	ニュージーランド	7,168,905	0.32
	シンガポール	14,333,037	0.64
	マレーシア	53,122,166	2.38
	インドネシア	14,300,039	0.64
	南アフリカ	17,660,594	0.79
	小計	1,046,489,809	46.91
地方債証券	アメリカ	28,319,408	1.26
	カナダ	5,492,285	0.24
	小計	33,811,693	1.51
特殊債券	アメリカ	292,489,542	13.11
	フランス	12,707,357	0.56
	スウェーデン	22,472,534	1.00
	国際機関	36,343,586	1.62
	小計	364,013,019	16.31

社債券	日本	12,567,229	0.56
	アメリカ	488,087,168	21.88
	カナダ	17,478,218	0.78
	コロンビア	11,439,214	0.51
	パナマ	12,578,131	0.56
	ドイツ	28,053,749	1.25
	フランス	66,861,001	2.99
	オランダ	43,998,467	1.97
	スペイン	21,166,098	0.94
	ベルギー	3,543,730	0.15
	ルクセンブルク	12,788,813	0.57
	フィンランド	14,224,819	0.63
	イギリス	59,204,523	2.65
	スイス	12,553,510	0.56
	デンマーク	16,151,838	0.72
	トルコ	11,990,424	0.53
	ケイマン	15,542,814	0.69
	オーストラリア	33,286,755	1.49
	バミューダ	1,661,653	0.07
	ジャージー	15,703,228	0.70
	小計	898,881,382	40.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	112,693,564	5.05
合計(純資産総額)		2,230,502,339	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2019年 6月28日現在

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第2 1 回利付国債 (物価連動・1 0 年)	127,700,000	103.90	134,747,459	103.85	134,722,399	0.1	2026年 3月10日	6.04
2	アメリカ	特殊債券	UMBS 30YR TBA 4.5 JUL19	717,000	11,251.42	80,672,703	11,263.21	80,757,237	4.5	2049年 7月 1日	3.62
3	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	935,000	8,570.14	80,130,821	8,557.87	80,016,123	2.25	2024年 3月 1日	3.58
4	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT	2,445,000	2,952.13	72,179,624	2,949.25	72,109,184	2.5	2024年 4月25日	3.23
5	アメリカ	特殊債券	UMBS 30YR TBA 5.0 JUL19	535,000	11,376.89	60,866,405	11,392.89	60,952,001	5	2049年 7月 1日	2.73
6	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	404,460	13,215.32	53,450,695	13,223.65	53,484,385	0.5	2028年 2月15日	2.39
7	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	385,000	10,791.93	44,663,609	10,763.84	44,568,741	0.125	2024年 7月15日	1.99
8	日本	国債証券	第3 5 4 回利付国債 (1 0 年)	35,650,000	102.51	36,548,023	102.61	36,582,960	0.1	2029年 3月20日	1.64
9	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	244,000	14,867.83	36,277,521	14,882.77	36,313,983	2.35	2033年 7月30日	1.62
10	日本	国債証券	第1 5 0 回利付国債 (2 0 年)	25,400,000	120.23	30,538,420	120.12	30,510,988	1.4	2034年 9月20日	1.36
11	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,150,000	2,602.29	29,926,441	2,604.96	29,957,052	3.48	2023年 3月15日	1.34
12	アメリカ	特殊債券	FNMA 30 YR CA 2368	241,561.94	11,306.09	27,311,217	11,315.88	27,334,883	4	2048年 9月 1日	1.22
13	イギリス	国債証券	UK TREASURY	177,991	14,797.35	26,337,966	14,783.70	26,313,658	2	2025年 9月 7日	1.17
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	183,000	13,974.58	25,573,499	14,085.86	25,777,124	3.85	2049年 9月 1日	1.15
15	フランス	社債券	DEXIA CREDIT LOCAL	200,000	12,725.73	25,451,463	12,722.79	25,445,583	2	2021年 1月22日	1.14
16	アメリカ	特殊債券	UMBS 30YR TBA 3.5 JUL19	220,000	11,017.31	24,238,097	11,024.89	24,254,771	3.5	2049年 7月 1日	1.08
17	アメリカ	特殊債券	FNMA 30 YR CA 2370	196,971.86	11,466.69	22,586,172	11,473.97	22,600,497	4.5	2048年 9月 1日	1.01
18	スウェーデン	特殊債券	KOMMUNINVEST I SVERIGE	1,850,000	1,215.23	22,481,777	1,214.73	22,472,534	1	2024年10月 2日	1.00
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000	12,441.79	22,395,238	12,453.19	22,415,743	1.35	2022年 4月15日	1.00
20	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000	12,400.39	22,320,716	12,410.68	22,339,236	1.2	2022年 4月 1日	1.00
21	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	175,000	12,739.20	22,293,608	12,747.65	22,308,399	2.3	2021年10月15日	1.00
22	オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	173,000	12,864.87	22,256,242	12,886.56	22,293,750	0.5	2029年 2月20日	0.99
23	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,800,000	1,235.65	22,241,865	1,235.90	22,246,257	1.25	2025年 5月12日	0.99
24	アメリカ	社債券	STACR 2014-DN3 M3	188,063.31	11,493.64	21,615,334	11,502.25	21,631,527	6.40438	2024年 8月25日	0.96
25	フィンランド	国債証券	FINNISH GOVERNMENT	167,000	12,877.37	21,505,215	12,889.99	21,526,284	0.5	2029年 9月15日	0.96
26	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK AUSTRA	150,000	13,413.88	20,120,820	13,410.57	20,115,859	3	2022年 5月 3日	0.90
27	アイルランド	国債証券	IRISH GOVERNMENT	149,500	13,211.64	19,751,414	13,216.91	19,759,289	1	2026年 5月15日	0.88
28	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	167,400	10,714.32	19,099,219	10,706.57	19,094,242	0.125	2026年 7月15日	0.85
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000	12,314.16	18,471,247	12,326.04	18,489,070	2.45	2033年 9月 1日	0.82
30	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,586,261	672.41	17,390,408	682.86	17,660,594	8.75	2048年 2月28日	0.79

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
国債証券	国内	12.61
	外国	34.30
地方債証券	外国	1.51
特殊債券	外国	16.31
社債券	国内	0.56
	外国	39.73
合計		105.05

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年 6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第24特定期間末（2009年11月25日）	8,659	8,884	5,769	5,919
第25特定期間末（2010年 5月25日）	7,297	7,495	5,536	5,686
第26特定期間末（2010年11月25日）	6,094	6,246	5,386	5,521
第27特定期間末（2011年 5月25日）	5,516	5,639	5,374	5,494
第28特定期間末（2011年11月25日）	4,624	4,735	4,995	5,115
第29特定期間末（2012年 5月25日）	4,348	4,451	5,079	5,199
第30特定期間末（2012年11月26日）	4,090	4,182	5,334	5,454
第31特定期間末（2013年 5月27日）	4,428	4,515	6,165	6,285
第32特定期間末（2013年11月25日）	4,046	4,119	6,035	6,145
第33特定期間末（2014年 5月26日）	3,771	3,826	6,159	6,249
第34特定期間末（2014年11月25日）	3,960	4,012	6,821	6,911
第35特定期間末（2015年 5月25日）	3,726	3,776	6,699	6,789
第36特定期間末（2015年11月25日）	3,504	3,552	6,537	6,627
第37特定期間末（2016年 5月25日）	3,081	3,127	6,078	6,168
第38特定期間末（2016年11月25日）	2,919	2,963	5,956	6,046
第39特定期間末（2017年 5月25日）	2,874	2,917	5,977	6,067
第40特定期間末（2017年11月27日）	2,757	2,775	6,067	6,107
第41特定期間末（2018年 5月25日）	2,423	2,436	5,803	5,833
第42特定期間末（2018年11月26日）	2,324	2,331	5,823	5,841
第43特定期間末（2019年 5月27日）	2,214	2,221	5,819	5,837
2018年 6月末日	2,405	—	5,825	—
7月末日	2,408	—	5,858	—
8月末日	2,375	—	5,845	—
9月末日	2,389	—	5,922	—
10月末日	2,339	—	5,832	—
11月末日	2,333	—	5,856	—

12月末日	2,295	—	5,786	—
2019年 1月末日	2,257	—	5,765	—
2月末日	2,280	—	5,855	—
3月末日	2,273	—	5,898	—
4月末日	2,258	—	5,902	—
5月末日	2,212	—	5,811	—
6月末日	2,230	—	5,859	—

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第24特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	150
第25特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	150
第26特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	135
第27特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	120
第28特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	120
第29特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	120
第30特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	120
第31特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	120
第32特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	110
第33特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	90
第34特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	90
第35特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	90
第36特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	90
第37特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	90
第38特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	90
第39特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	90
第40特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	40
第41特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	30
第42特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	18
第43特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	18

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第24特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	4.3
第25特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	1.4
第26特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	0.3
第27特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	2.0
第28特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	4.8
第29特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	4.1
第30特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	7.4
第31特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	17.8
第32特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	0.3
第33特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	3.5
第34特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	12.2

第35特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	0.5
第36特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	1.1
第37特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	5.6
第38特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	0.5
第39特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	1.9
第40特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	2.2
第41特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	3.9
第42特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	0.7
第43特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	0.2

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第24特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	148,057,160	1,537,098,699	15,011,493,757
第25特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	133,370,560	1,961,443,532	13,183,420,785
第26特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	137,266,354	2,005,153,866	11,315,533,273
第27特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	97,304,967	1,147,708,238	10,265,130,002
第28特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	89,967,523	1,097,931,806	9,257,165,719
第29特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	85,100,921	780,082,627	8,562,184,013
第30特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	81,555,028	975,516,197	7,668,222,844
第31特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	65,187,832	548,905,410	7,184,505,266
第32特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	54,282,210	534,066,404	6,704,721,072
第33特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	34,209,610	615,858,732	6,123,071,950
第34特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	30,090,307	347,050,702	5,806,111,555
第35特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	43,928,713	287,665,751	5,562,374,517
第36特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	92,409,627	293,272,845	5,361,511,299
第37特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	44,630,881	335,399,862	5,070,742,318
第38特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	36,505,006	204,964,226	4,902,283,098
第39特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	72,802,252	165,803,383	4,809,281,967
第40特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	14,762,325	278,455,437	4,545,588,855
第41特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	8,589,623	377,751,303	4,176,427,175
第42特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	5,695,628	190,433,363	3,991,689,440
第43特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	4,915,947	190,455,653	3,806,149,734

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)

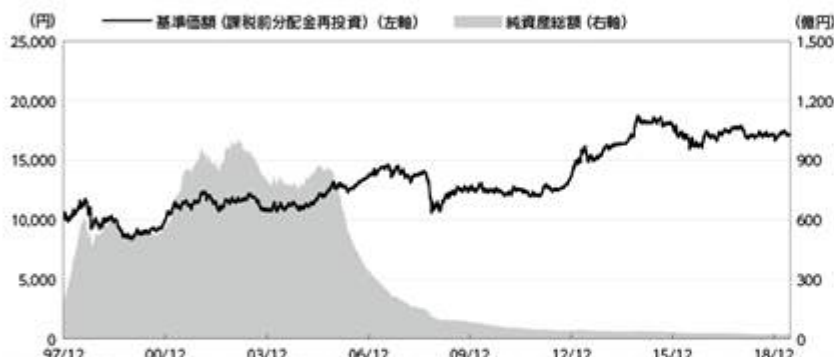
運用実績

基準日:2019年6月25日現在

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,839円	純資産総額	22.2億円
------	--------	-------	--------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第254期	2019年 2月	3円
第255期	2019年 3月	3円
第256期	2019年 4月	3円
第257期	2019年 5月	3円
第258期	2019年 6月	3円
直近1年累計		36円
設定来累計		7,751円70銭

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは
は分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

公社債の組入上位10銘柄

(債券の組入銘柄数:190銘柄)

銘柄名	償還日	利率(%)	発行国	組入比率(%)
1 日本国債	2026年 3月10日	0.100	日本	6.1
2 統一住宅ローン担保証券	2049年 7月 1日	4.500	アメリカ	3.6
3 カナダ国債	2024年 3月 1日	2.250	カナダ	3.6
4 ポーランド国債	2024年 4月25日	2.500	ポーランド	3.2
5 統一住宅ローン担保証券	2049年 7月 1日	5.000	アメリカ	2.7
6 ドイツ国債	2028年 2月15日	0.500	ドイツ	2.4
7 米国国債	2024年 7月15日	0.125	アメリカ	2.0
8 日本国債	2029年 3月20日	0.100	日本	1.6
9 スペイン国債	2033年 7月30日	2.350	スペイン	1.6
10 日本国債	2034年 9月20日	1.400	日本	1.4
組入上位10銘柄計				28.3

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率 (%)

国債・政府機関債	51.9
モーゲージ証券	21.3
社債券等	32.7
現金等	-6.0
合計	100.0

公社債の格付別組入比率 (%)

AAA	35.0
AA	10.2
A	34.0
BBB	23.6
BB	1.1
格付けなし	2.1
現金等	-6.0
合計	100.0

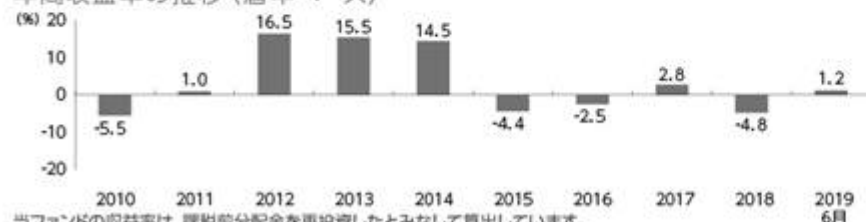
格付けについては、ムーディーズまたはS&Pのうちいずれか高い方を採用しています。

公社債の発行国別組入比率

発行国	組入比率(%)
アメリカ	41.2
日本	13.2
イタリア	6.3
カナダ	4.6
ドイツ	4.3
フランス	4.3
イギリス	4.2
スペイン	3.4
ポーランド	3.2
マレーシア	2.4
その他	18.9
合計	106.0

「その他」には、現金およびその他資産を含んでおりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2019年は6月25日までの収益率を表示しています。

当ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得の申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

取得の申込みには、当ファンドに係る「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

（3）申込単位

10万円以上1円単位です。

（申込単位は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

（4）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額	手数料率
1億円未満	3.24% [*] （税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.16% [*] （税抜2.00%）
5億円以上	1.08% [*] （税抜1.00%）

^{*} 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、それぞれ3.3%、2.2%、1.1%となります。

取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

（5）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

（1）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受付けます。

一部解約の実行の請求の受付時間は午後３時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）換金価額

一部解約の実行の請求日を受付けた日（「以下、一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

（３）換金単位

１口単位です。

（４）換金手数料

ありません。

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において支払います。

（７）その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（２）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「インカム」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券 / 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
-------------	---

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b . の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(二) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(二)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、収益分配金の定期的な引出しを希望する受益者は、販売会社と「定期引出契約」を結ぶことにより引き出しが出来る場合があります。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2018年11月27日から2019年5月27日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2018年11月26日現在)	当期 (2019年 5月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	6,477,340	17,978,029
コール・ローン	25,150,441	2,477,980
国債証券	1,137,551,255	1,018,027,921
地方債証券	57,088,356	33,495,297
特殊債券	305,326,171	372,118,881
社債券	853,154,979	918,560,133
派生商品評価勘定	12,246,240	22,627,206
未収入金	-	135,338,015
未収利息	13,589,611	11,531,142
前払費用	1,330,780	3,773,502
その他未収収益	1,640,245	2,979,750
差入委託証拠金	14,278,836	14,364,750
流動資産合計	2,427,834,254	2,553,272,606
資産合計	2,427,834,254	2,553,272,606
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,355,227	25,354,274
未払金	86,528,146	308,433,978
未払収益分配金	1,197,506	1,141,844
未払解約金	-	200,000
未払受託者報酬	110,540	105,639
未払委託者報酬	3,316,154	3,169,158
未払利息	73	5
その他未払費用	23,618	23,440
流動負債合計	103,531,264	338,428,338
負債合計	103,531,264	338,428,338
純資産の部		
元本等		
元本	3,991,689,440	3,806,149,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,667,386,450	1,591,305,466
（分配準備積立金）	16,507,754	26,713,067
元本等合計	2,324,302,990	2,214,844,268
純資産合計	2,324,302,990	2,214,844,268
負債純資産合計	2,427,834,254	2,553,272,606

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日)	当期 (自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日)
営業収益		
受取利息	26,569,096	27,610,095
有価証券売買等損益	20,723,954	77,753,858
派生商品取引等損益	6,149,967	9,986,565
為替差損益	35,812,433	70,879,894
その他収益	1,378,312	1,392,810
営業収益合計	36,885,920	25,890,304
営業費用		
支払利息	37,523	4,660
受託者報酬	652,028	612,167
委託者報酬	19,560,764	18,364,983
その他費用	826,493	1,225,022
営業費用合計	21,076,808	20,206,832
営業利益又は営業損失（ ）	15,809,112	5,683,472
経常利益又は経常損失（ ）	15,809,112	5,683,472
当期純利益又は当期純損失（ ）	15,809,112	5,683,472
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,624	374,504
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,752,861,776	1,667,386,450
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,403,373	79,808,828
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,403,373	79,808,828
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,374,126	2,053,458
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,374,126	2,053,458
分配金	7,308,409	6,983,354
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,667,386,450	1,591,305,466

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (3) 特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (5) 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 (6) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (7) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの特定期間は、前期末および当期末が休日のため、2018年11月27日から2019年5月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2018年11月26日現在)	当期 (2019年 5月27日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1. 特定期間の末日における受益権の総数

	3,991,689,440口		3,806,149,734口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,667,386,450円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,591,305,466円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.5823円 5,823円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.5819円 5,819円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日)	当期 (自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日)																																																				
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円																																																				
2. 分配金の計算過程 2018年5月26日から2018年6月25日まで 計算期末における分配対象金額14,684,497円 (10,000口当たり35円)のうち、1,239,333円 (10,000口当たり3円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 2018年11月27日から2018年12月25日まで 計算期末における分配対象金額22,025,457円 (10,000口当たり55円)のうち、1,192,690円 (10,000口当たり3円)を分配金額としております。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 1,351,742円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 4,405,430円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 8,927,325円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 14,684,497円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 4,131,111,048口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 35円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 3円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 1,239,333円</td></tr> </tbody> </table> 2018年6月26日から2018年7月25日まで 計算期末における分配対象金額17,588,533円 (10,000口当たり42円)のうち、1,233,321円 (10,000口当たり3円)を分配金額としております。 <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 4,208,586円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,351,742円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 4,405,430円	分配準備積立金額	D 8,927,325円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 14,684,497円	当ファンドの期末残存口数	F 4,131,111,048口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 35円	10,000口当たりの分配額	H 3円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,239,333円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 4,208,586円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 1,332,130円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 4,255,389円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 16,437,938円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 22,025,457円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 3,975,634,386口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 55円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 3円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 1,192,690円</td></tr> </tbody> </table> 2018年12月26日から2019年1月25日まで 計算期末における分配対象金額24,076,415円 (10,000口当たり61円)のうち、1,175,717円 (10,000口当たり3円)を分配金額としております。 <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 3,540,124円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,332,130円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 4,255,389円	分配準備積立金額	D 16,437,938円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 22,025,457円	当ファンドの期末残存口数	F 3,975,634,386口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 55円	10,000口当たりの分配額	H 3円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,192,690円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 3,540,124円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
項目																																																					
費用控除後の配当等収益額	A 1,351,742円																																																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																																				
収益調整金額	C 4,405,430円																																																				
分配準備積立金額	D 8,927,325円																																																				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 14,684,497円																																																				
当ファンドの期末残存口数	F 4,131,111,048口																																																				
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 35円																																																				
10,000口当たりの分配額	H 3円																																																				
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,239,333円																																																				
項目																																																					
費用控除後の配当等収益額	A 4,208,586円																																																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																																				
項目																																																					
費用控除後の配当等収益額	A 1,332,130円																																																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																																				
収益調整金額	C 4,255,389円																																																				
分配準備積立金額	D 16,437,938円																																																				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 22,025,457円																																																				
当ファンドの期末残存口数	F 3,975,634,386口																																																				
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 55円																																																				
10,000口当たりの分配額	H 3円																																																				
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,192,690円																																																				
項目																																																					
費用控除後の配当等収益額	A 3,540,124円																																																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																																				

収益調整金額	C 4,385,949円
分配準備積立金額	D 8,993,998円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 17,588,533円
当ファンドの期末残存口数	F 4,111,072,891口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 42円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,233,321円

2018年7月26日から2018年8月27日まで

計算期末における分配対象金額17,072,317円（10,000口当たり42円）のうち、1,219,108円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 905,587円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,337,861円
分配準備積立金額	D 11,828,869円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 17,072,317円
当ファンドの期末残存口数	F 4,063,693,756口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 42円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,219,108円

2018年8月28日から2018年9月25日まで

計算期末における分配対象金額19,613,479円（10,000口当たり48円）のうち、1,211,682円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,856,830円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,313,834円
分配準備積立金額	D 11,442,815円

収益調整金額	C 4,198,280円
分配準備積立金額	D 16,338,011円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 24,076,415円
当ファンドの期末残存口数	F 3,919,057,167口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 61円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,175,717円

2019年1月26日から2019年2月25日まで

計算期末における分配対象金額27,155,656円（10,000口当たり69円）のうち、1,168,480円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,395,902円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,176,376円
分配準備積立金額	D 18,583,378円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 27,155,656円
当ファンドの期末残存口数	F 3,894,936,248口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 69円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,168,480円

2019年2月26日から2019年3月25日まで

計算期末における分配対象金額28,589,362円（10,000口当たり74円）のうち、1,156,939円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,858,879円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,139,639円
分配準備積立金額	D 21,590,844円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 19,613,479円
当ファンドの期末残存口数	F 4,038,941,796口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 48円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,211,682円

2018年9月26日から2018年10月25日まで

計算期末における分配対象金額19,448,580円（10,000口当たり48円）のうち、1,207,459円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,110,918円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,301,698円
分配準備積立金額	D 14,035,964円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 19,448,580円
当ファンドの期末残存口数	F 4,024,865,324口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 48円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,207,459円

2018年10月26日から2018年11月26日まで

計算期末における分配対象金額21,974,395円（10,000口当たり55円）のうち、1,197,506円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,883,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,269,135円
分配準備積立金額	D 13,821,632円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 21,974,395円
当ファンドの期末残存口数	F 3,991,689,440口

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 28,589,362円
当ファンドの期末残存口数	F 3,856,463,893口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 74円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,156,939円

2019年3月26日から2019年4月25日まで

計算期末における分配対象金額31,441,747円（10,000口当たり82円）のうち、1,147,684円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,228,778円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,111,369円
分配準備積立金額	D 23,101,600円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 31,441,747円
当ファンドの期末残存口数	F 3,825,613,724口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 82円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,147,684円

2019年4月26日から2019年5月27日まで

計算期末における分配対象金額31,950,753円（10,000口当たり83円）のうち、1,141,844円（10,000口当たり3円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,810,830円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 4,095,842円
分配準備積立金額	D 26,044,081円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 31,950,753円
当ファンドの期末残存口数	F 3,806,149,734口

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 55円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 1,197,506円

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 83円
10,000口当たりの分配額	H 3円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 1,141,844円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日)	当期 (自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引及び直物為替先渡取引を利用しております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左
---	----

２．金融商品の時価等に関する事項

前期 (2018年11月26日現在)	当期 (2019年 5月27日現在)
(１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(２) 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(２) 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。	派生商品評価勘定 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日)	当期 (自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

１．元本の移動

前期 (2018年11月26日現在)	当期 (2019年 5月27日現在)
期首元本額 4,176,427,175円	期首元本額 3,991,689,440円
期中追加設定元本額 5,695,628円	期中追加設定元本額 4,915,947円
期中一部解約元本額 190,433,363円	期中一部解約元本額 190,455,653円

２．売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (2018年11月26日現在)	当期 (2019年 5月27日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,376,922	7,308,354
地方債証券	21,997	393,329
特殊債券	472,257	1,435,507
社債券	4,657,543	1,640,806

合計	1,169,639	7,496,384
----	-----------	-----------

３．デリバティブ取引等関係

前期（2018年11月26日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	904,681,337	-	904,194,049	487,288
	売建	551,773,613	-	553,496,433	1,722,820
合計		1,456,454,950	-	1,457,690,482	2,210,108

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	708,608,047	-	705,943,534	2,664,513
	米ドル	394,101,018	-	393,490,891	610,127
	メキシコペソ	7,006,575	-	6,554,237	452,338
	ユーロ	74,484,022	-	74,001,203	482,819
	英ポンド	57,642,370	-	57,083,207	559,163
	スイスフラン	15,418,209	-	15,387,231	30,978
	スウェーデンクローナ	21,718,997	-	21,513,895	205,102
	ノルウェークローネ	37,105,772	-	36,299,605	806,167
	デンマーククローネ	7,747,594	-	7,726,454	21,140
	チェココルナ	2,545,032	-	2,490,748	54,284
	ポーランドズロチ	5,911,136	-	5,829,844	81,292
	オーストラリアドル	52,143,755	-	52,425,913	282,158
	ニュージーランドドル	18,283,844	-	18,189,769	94,075
	イスラエルシェケル	2,871,306	-	2,768,355	102,951
	南アフリカランド	11,628,417	-	12,182,182	553,765
	売建	828,303,536	-	822,980,775	5,322,761
	米ドル	196,966,193	-	197,129,615	163,422
	カナダドル	61,650,728	-	61,314,373	336,355
	メキシコペソ	29,830,141	-	28,339,295	1,490,846
	ユーロ	388,975,054	-	383,517,460	5,457,594
	英ポンド	14,365,202	-	14,006,412	358,790
	スイスフラン	68,404,382	-	68,602,624	198,242
	オーストラリアドル	25,842,902	-	26,507,919	665,017
	ニュージーランドドル	21,227,550	-	22,361,321	1,133,771
	シンガポールドル	9,362,578	-	9,475,583	113,005
	オフショア中国元	11,678,806	-	11,726,173	47,367
合計		1,536,911,583	-	1,528,924,309	2,658,248

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建	137,455,708	-	137,428,490	27,218
	チリペソ（米ドル対価）	18,077,278	-	18,135,120	57,842
	コロンビアペソ（米ドル対価）	11,523,044	-	11,205,994	317,050
	インドネシアルピア（米ドル対価）	6,217,923	-	6,465,774	247,851
	インドルピー（米ドル対価）	47,077,306	-	47,730,801	653,495
	韓国ウォン（米ドル対価）	30,125,445	-	29,997,537	127,908
	マレーシアリングット（米ドル対価）	12,136,460	-	11,664,371	472,089
	台湾ドル（米ドル対価）	12,298,252	-	12,228,893	69,359
	売建	60,135,039	-	60,664,948	529,909
	コロンビアペソ（米ドル対価）	11,538,137	-	11,217,863	320,274
	インドルピー（米ドル対価）	22,269,061	-	23,282,056	1,012,995
	台湾ドル（米ドル対価）	24,240,834	-	24,013,087	227,747
	ウルグアイペソ（米ドル対価）	2,087,007	-	2,151,942	64,935
	合計	197,590,747	-	198,093,438	557,127

当期（2019年 5月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	683,072,702	-	684,401,166	1,328,464
	売建	533,105,578	-	541,121,291	8,015,713
合計		1,216,178,280	-	1,225,522,457	6,687,249

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	1,012,723,240	-	996,849,904	15,873,336
	米ドル	578,282,936	-	571,410,274	6,872,662
	カナダドル	96,100,379	-	96,116,417	16,038
	メキシコペソ	46,159,091	-	45,287,178	871,913
	ユーロ	56,614,978	-	56,064,851	550,127
	英ポンド	60,780,969	-	58,178,658	2,602,311
	スイスフラン	41,180,987	-	41,200,526	19,539
	ノルウェークローネ	19,515,847	-	18,896,401	619,446
	デンマーククローネ	7,533,082	-	7,393,456	139,626
	チェココルナ	2,486,558	-	2,389,704	96,854
	ポーランドズロチ	1,397,033	-	1,394,139	2,894
	オーストラリアドル	29,935,348	-	28,311,578	1,623,770
	ニュージーランドドル	11,284,237	-	10,807,628	476,609
	南アフリカランド	26,279,061	-	25,764,000	515,061
	オフショア中国元	35,172,734	-	33,635,094	1,537,640
	売建	1,109,726,163	-	1,090,738,230	18,987,933
	米ドル	295,316,179	-	291,833,719	3,482,460
	カナダドル	78,428,056	-	78,559,020	130,964
	メキシコペソ	16,777,080	-	16,658,996	118,084
	ユーロ	391,140,372	-	383,300,710	7,839,662
	英ポンド	22,164,747	-	21,817,053	347,694
	スイスフラン	28,964,046	-	28,613,521	350,525
	スウェーデンクローナ	34,991,546	-	33,849,527	1,142,019
	ノルウェークローネ	16,930,232	-	16,535,894	394,338
	チェココルナ	12,090,154	-	11,988,769	101,385
	ポーランドズロチ	68,808,530	-	67,559,302	1,249,228
	オーストラリアドル	5,648,096	-	5,371,041	277,055
	ニュージーランドドル	15,468,960	-	14,942,499	526,461
	シンガポールドル	43,602,351	-	43,001,821	600,530
	イスラエルシェケル	21,032,832	-	20,389,769	643,063
	南アフリカランド	38,442,112	-	36,899,956	1,542,156
	オフショア中国元	19,920,870	-	19,416,633	504,237
合計		2,122,449,403	-	2,087,588,134	3,114,597

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建	110,589,220	-	110,766,037	176,817
	チリペソ（米ドル対価）	10,963,650	-	10,998,180	34,530
	コロンビアペソ（米ドル対価）	10,576,161	-	10,424,619	151,542
	インドネシアルピア（米ドル対価）	17,228,545	-	17,424,296	195,751
	インドルピー（米ドル対価）	33,262,829	-	33,597,446	334,617
	韓国ウォン（米ドル対価）	27,123,243	-	27,118,113	5,130
	台湾ドル（米ドル対価）	11,434,792	-	11,203,383	231,409
	売建	116,254,443	-	115,585,676	668,767
	インドネシアルピア（米ドル対価）	10,755,153	-	10,941,240	186,087
	インドルピー（米ドル対価）	33,140,188	-	33,376,913	236,725
	韓国ウォン（米ドル対価）	5,940,678	-	5,975,196	34,518
	マレーシアリングット（米ドル対価）	29,441,667	-	28,863,105	578,562
	ロシアルーブル（米ドル対価）	3,075,266	-	3,125,349	50,083
	台湾ドル（米ドル対価）	33,901,491	-	33,303,873	597,618
合計		226,843,663	-	226,351,713	845,584

(注1)時価の算定方法

1 先物取引

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3 直物為替先渡取引

1)価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 . 有価証券明細表

(1) 株式 (2019年 5月27日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019年 5月27日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第 3 9 3 回利付国債 (2 年)	8,650,000	8,680,275	
		第 3 5 4 回利付国債 (1 0 年)	35,650,000	36,248,563	
		第 6 2 回利付国債 (3 0 年)	15,700,000	15,679,590	
		第 1 4 3 回利付国債 (2 0 年)	12,000,000	14,471,760	
		第 1 5 0 回利付国債 (2 0 年)	25,400,000	30,153,102	
		第 1 5 8 回利付国債 (2 0 年)	12,850,000	13,405,377	
		第 1 5 9 回利付国債 (2 0 年)	12,550,000	13,300,239	
		第 2 0 回利付国債 (物価連動・1 0 年)	12,100,000	12,631,347	
		第 2 1 回利付国債 (物価連動・1 0 年)	127,700,000	133,911,494	
	小計	銘柄数 : 9	262,600,000	278,481,747	
		組入時価比率 : 12.6%		11.9%	
	米ドル	US TREASURY	58,300.00	58,245.34	
		US TREASURY	75,600.00	96,413.62	
		US TREASURY	242,700.00	315,965.06	
		US TREASURY	45,000.00	48,164.06	
		US TSY INFL IX N/B	167,400.00	172,838.12	
	小計	銘柄数 : 5	589,000.00	691,626.20	
		組入時価比率 : 3.4%		(75,733,068) 3.2%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	935,000.00	966,107.45	
	小計	銘柄数 : 1	935,000.00	966,107.45	
		組入時価比率 : 3.6%		(78,708,773) 3.4%	
	ペルーソル	REPUBLIC OF PERU	271,000.00	328,033.30	
	小計	銘柄数 : 1	271,000.00	328,033.30	
		組入時価比率 : 0.5%		(10,736,529) 0.5%	
	ウルグアイペソ	REPUBLIC OF URUGUAY	697,000.00	576,767.50	
	小計	銘柄数 : 1	697,000.00	576,767.50	
		組入時価比率 : 0.1%		(1,799,514) 0.1%	

ユーロ	BELGIUM KINGDOM	41,507.00	43,716.83	
	BELGIUM KINGDOM	17,679.00	18,595.47	
	BELGIUM KINGDOM	50,000.00	77,307.00	
	BELGIUM KINGDOM	73,900.00	78,263.79	
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	404,460.00	430,163.43	
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	71,800.00	108,049.66	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	175,000.00	181,237.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	181,015.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	181,612.80	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	40,000.00	40,413.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	124,000.00	124,319.92	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	64,000.00	66,879.36	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	183,000.00	194,239.86	
	FINNISH GOVERNMENT	167,000.00	171,851.35	
	FRENCH TREASURY	105,000.00	119,838.60	
	IRISH GOVERNMENT	149,500.00	158,777.97	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	63,684.00	68,150.15	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	173,000.00	178,030.84	
	SPANISH GOVERNMENT	108,000.00	119,683.44	
	SPANISH GOVERNMENT	244,000.00	277,752.52	
	SPANISH GOVERNMENT	17,000.00	20,376.03	
小計	銘柄数：21	2,632,530.00	2,840,274.42	
	組入時価比率：15.7%		(348,416,463)	14.9%
英ポンド	UK TREASURY	177,991.00	191,872.51	
	UK TREASURY	55,000.00	54,662.30	
小計	銘柄数：2	232,991.00	246,534.81	
	組入時価比率：1.6%		(34,359,556)	1.5%
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT	2,445,000.00	2,479,230.00	
	銘柄数：1	2,445,000.00	2,479,230.00	
小計	組入時価比率：3.2%		(70,831,601)	3.0%
ロシアルーブル	RUSSIAN GOVERNMENT	1,935,000.00	1,854,755.55	
	銘柄数：1	1,935,000.00	1,854,755.55	
小計	組入時価比率：0.1%		(3,153,084)	0.1%
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND I/L	84,000.00	98,630.28	
	銘柄数：1	84,000.00	98,630.28	
小計	組入時価比率：0.3%		(7,077,708)	0.3%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	175,000.00	178,465.00	
	銘柄数：1	175,000.00	178,465.00	
小計	組入時価比率：0.6%		(14,225,445)	0.6%

マレーシアリングット	小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,150,000.00	1,145,057.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	91,000.00	91,579.21	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	49,000.00	50,108.08	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	49,000.00	49,843.04	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	204,000.00	206,156.68	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	191,000.00	191,620.55	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	290,000.00	291,663.15	
		銘柄数：7	2,024,000.00	2,026,028.01	
				(52,980,632)	
		組入時価比率：2.4%		2.3%	
		インドネシアルピア	1,762,000,000.00	1,756,714,000.00	
		銘柄数：1	1,762,000,000.00	1,756,714,000.00	
				(13,351,026)	
		組入時価比率：0.6%		0.6%	
南アフリカランド	小計	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,215,738.00	1,359,227.08	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,586,261.00	2,352,601.09	
		銘柄数：2	3,801,999.00	3,711,828.17	
				(28,172,775)	
		組入時価比率：1.3%		1.2%	
		国債証券計		1,018,027,921	
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST	90,000.00	139,061.70	
		TEXAS ST TRANSN COMMN	100,000.00	117,733.00	
		銘柄数：2	190,000.00	256,794.70	
				(28,119,019)	
		組入時価比率：1.3%		1.2%	
	カナダドル	PROVINCE OF ONTARIO	19,000.00	19,249.85	
		PROVINCE OF QUEBEC	45,000.00	46,741.05	
		銘柄数：2	64,000.00	65,990.90	
				(5,376,278)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	地方債証券計			33,495,297	
				(33,495,297)	
特殊債券	小計	FGLMC 30 YR Q59746	96,806.01	102,560.33	
		FGLMC 30 YR Q60355	97,466.65	101,414.51	
		FGLMC 30 YR Q61556	80,675.01	85,747.79	
		FNMA 30 YR 357854	147,377.47	163,259.63	
		FNMA 30 YR CA 2187	60,836.75	63,306.76	
		FNMA 30 YR CA 2368	244,889.86	254,622.12	
		FNMA 30 YR CA 2369	129,158.81	136,635.77	
		FNMA 30 YR CA 2370	202,090.39	213,789.34	
		UMBS 30YR TBA 3.5 JUN19	220,000.00	223,076.56	
		UMBS 30YR TBA 4.0 JUN19	100,000.00	102,882.80	
		UMBS 30YR TBA 4.5 JUN19	717,000.00	747,360.49	
		UMBS 30YR TBA 5.0 JUN19	535,000.00	564,216.02	
		銘柄数：12	2,631,300.95	2,758,872.12	
				(302,096,497)	
		組入時価比率：13.6%		12.9%	

ユーロ	小計	CAISSE FRANCAISE DE FIN	100,000.00	102,517.00	
		EURO STABILITY MECHANISM	47,894.35	48,669.75	
		EUROPEAN FINANCIAL STABI	45,000.00	63,223.65	
		銘柄数：3	192,894.35	214,410.40	
		組入時価比率：1.2%		(26,301,723)	
				1.1%	
		スウェーデンクローナ	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,800,000.00	1,893,078.00
			KOMMUNINVEST I SVERIGE	1,850,000.00	1,915,342.00
		銘柄数：2	3,650,000.00	3,808,420.00	
		組入時価比率：2.0%		(43,720,661)	
				1.9%	
		特殊債券計		372,118,881	
				(372,118,881)	
社債券	米ドル	AHT1 2018-ASHF A	111,643.92	111,223.31	
		AMGEN INC	45,000.00	45,855.00	
		APPLE INC	20,000.00	22,182.20	
		AT&T INC	74,000.00	74,301.18	
		BAT CAPITAL CORP	60,000.00	59,001.60	
		BROADCOM CRP / CAYMN FI	14,000.00	13,807.92	
		BROADCOM CRP / CAYMN FI	27,000.00	25,486.11	
		BROADCOM INC	30,000.00	29,389.80	
		BROADCOM INC	10,000.00	9,798.70	
		BX 2019-IMC A	100,000.00	100,126.76	
		CAS 2014-C01 M1	4,704.21	4,710.07	
		CAS 2014-C02 1M1	2,008.25	2,008.58	
		CAS 2014-C04 2M2	45,228.91	50,021.84	
		CAS 2016-C01 1M2	34,781.29	40,069.09	
		CAS 2016-C02 1M2	66,274.91	74,688.14	
		CAS 2016-C04 1M1	13,466.00	13,513.27	
		CAS 2016-C04 1M2	90,024.00	98,042.86	
		CAS 2017-C02 2M1	31,386.79	31,491.27	
		CBS CORP	11,000.00	11,200.64	
		CBS CORP	30,000.00	30,270.60	
		CBS CORP	20,000.00	21,848.00	
		CGCMT 2013-GC11 B	60,000.00	60,819.13	
		CHARTER COMM OPT LLC/CAP	65,000.00	68,320.20	
		COMM 2013-CR6 D	100,000.00	98,487.89	
		CREDIT AGRICOLE CIB	74,000.00	74,059.20	
		CVS HEALTH CORP	50,000.00	50,938.00	
		DBWF 2018-GLKS A	100,000.00	100,070.42	
		DTAOT 2018-1A A	1,340.73	1,340.52	
		ENERGY TRANSFER PARTNERS	19,000.00	19,117.61	
		ENLINK MIDSTREAM PARTNER	46,000.00	44,430.48	
		EQUIFAX INC	85,000.00	85,501.50	
		FCAT 2018-3 D	36,000.00	36,928.29	
		GENERAL MOTORS CO	25,000.00	23,482.50	
		GENERAL MOTORS FINL CO	103,000.00	107,935.76	
		GLENCORE FUNDING LLC	30,000.00	30,100.80	
		GSMS 2011-GC5 D	75,000.00	73,155.64	

	GSMS 2013-G1 A1	40,355.51	39,920.50	
	GSMS 2013-G1 A2	115,000.00	116,611.46	
	HARLEY-DAVIDSON FINL SER	100,000.00	102,204.00	
	HESS CORP	50,000.00	50,218.00	
	IHS MARKIT LTD	15,000.00	15,090.15	
	IHSFR 2018-SFR4 A	98,728.57	98,728.35	
	KINDER MORGAN ENER PART	60,000.00	60,833.40	
	KLA-TENCOR CORP	55,000.00	58,692.15	
	MARATHON PETROLEUM CORP	60,000.00	63,693.12	
	MARATHON PETROLEUM CORP	25,000.00	24,908.75	
	MSBAM 2013-C11 AS	110,000.00	115,551.82	
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	25,000.00	24,039.50	
	PENSKE TRUCK LEASING/PTL	80,000.00	80,572.80	
	PLAINS ALL AMER PIPELINE	64,000.00	63,968.00	
	PMTCR 2019-1R A	99,106.71	99,230.49	
	REYNOLDS AMERICAN INC	60,000.00	62,191.20	
	SANTANDER HOLDINGS USA	65,000.00	65,456.30	
	SBA TOWER TRUST	25,000.00	24,986.46	
	SBA TOWER TRUST	25,000.00	25,574.10	
	SEAGATE HDD CAYMAN	28,000.00	27,753.32	
	STACR 2014-DN3 M3	194,138.49	208,809.51	
	SURA ASSET MANAGEMENT	100,000.00	104,250.00	
	SYNCHRONY FINANCIAL	7,000.00	7,151.83	
	SYNCHRONY FINANCIAL	45,000.00	45,932.85	
	TIME WARNER INC	95,000.00	96,864.85	
	TIME WARNER INC	30,000.00	30,406.80	
	TYSON FOODS INC	16,000.00	16,556.32	
	TYSON FOODS INC	16,000.00	16,811.20	
	TYSON FOODS INC	25,000.00	24,466.25	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	20,000.00	22,110.60	
	US BANCORP	30,000.00	31,181.10	
	VDC 2018-1A A2	74,062.50	75,434.73	
	WABTEC CORP	16,000.00	16,490.56	
	WFRBS 2014-C20 AS	55,000.00	57,428.89	
	WILLIAMS PARTNERS LP	100,000.00	104,983.00	
	WILLIAMS PARTNERS LP	25,000.00	25,614.25	
小計	銘柄数：72	3,758,250.79	3,848,441.49 (421,404,343)	
	組入時価比率：19.0%		18.0%	
カナダドル	APPLE INC	65,000.00	65,577.20	
	BELL CANADA	20,000.00	21,628.20	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	75,000.00	75,901.50	
	MORGAN STANLEY	100,000.00	101,112.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS IN	35,000.00	36,654.10	
小計	銘柄数：5	295,000.00	300,873.00 (24,512,123)	
	組入時価比率：1.1%		1.0%	
ユーロ	ABN AMRO BANK NV	100,000.00	120,353.00	
	ALLIANZ FINANCE II B.V.	100,000.00	100,782.00	

		ANHEUSER BUSCH INBEV NV	27,000.00	28,267.65	
		ASR NEDERLAND NV	100,000.00	113,375.00	
		BANCO DE SABADELL SA	100,000.00	102,742.00	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	103,128.00	
		BARCLAYS PLC	110,000.00	105,364.60	
		BNP PARIBAS	100,000.00	105,754.00	
		CARNIVAL CORP	100,000.00	102,748.00	
		CK HUTCHISON FINANCE 16	100,000.00	101,209.50	
		CNP ASSURANCES	100,000.00	111,023.00	
		COMMONWEALTH BANK AUSTRA	150,000.00	164,011.50	
		CREDIT SUISSE GUERNSEY	100,000.00	102,274.00	
		DAIMLER AG	40,000.00	39,679.60	
		DANSKE BANK AS	100,000.00	101,345.00	
		DEXIA CREDIT LOCAL	200,000.00	207,788.00	
		DEXIA CREDIT LOCAL	50,000.00	51,100.50	
		DH EUROPE FINANCE SA	100,000.00	104,250.00	
		FEDEX CORP	100,000.00	101,582.00	
		GENERAL MOTORS FINL CO	100,000.00	103,367.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	42,000.00	43,808.52	
		HSBC HOLDINGS PLC	100,000.00	103,290.00	
		HSBC HOLDINGS PLC	100,000.00	102,912.00	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP	100,000.00	101,882.00	
		MORGAN STANLEY	100,000.00	101,748.00	
		MUENCHENER RUECKVERSICHE	100,000.00	109,723.00	
		NATIONAL BANK OF CANADA	100,000.00	103,271.00	
		NATWEST MARKETS PLC	100,000.00	99,965.00	
		NORDEA BANK FINLAND PLC	115,000.00	116,283.40	
		ORSTED A/S	25,000.00	29,000.00	
		TURKIYE VAKIFLAR BANKASI	100,000.00	95,829.50	
		US BANCORP	100,000.00	102,491.00	
		VOLKSWAGEN BANK GMBH	45,000.00	44,439.30	
		VOLKSWAGEN LEASING GMBH	25,000.00	26,821.25	
		WELLS FARGO & CO	110,000.00	118,351.20	
		WELLS FARGO & CO	100,000.00	107,829.00	
		WESTPAC BANKING CORP	105,000.00	107,259.60	
	小計	銘柄数：37	3,444,000.00	3,585,048.12	
		組入時価比率：19.9%		(439,777,852)	18.8%
	英債券	GATWICK FUNDING LIMITED	100,000.00	114,283.00	
		IBERDROLA FINANZAS SAU	50,000.00	62,438.00	
		YORKSHIRE WATER FINANCE	50,000.00	59,096.00	
	小計	銘柄数：3	200,000.00	235,817.00	
		組入時価比率：1.5%		(32,865,815)	1.4%
	社債券計			918,560,133	
				(918,560,133)	
	合計			2,342,202,232	
				(2,063,720,485)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年 6月28日現在

資産総額	2,408,971,051 円
負債総額	178,468,712 円
純資産総額（ - ）	2,230,502,339 円
発行済口数	3,807,187,046 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5859 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2019年6月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

<最近5年間における資本金の額の増減>

2018年9月 資本金の額を130百万円から1,630百万円に増資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年6月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70本	2,309,610百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	13本	81,438百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	83本	2,391,048百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けており、第23期事業年度（自2018年4月1日 至2018年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

第22期事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第22期 (2018年3月31日現在)	第23期 (2018年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
流 動 資 産			
預金		5,176,015	2,114,958
有価証券		-	1,986,627
前払費用		67,900	55,561
未収入金	*1	44,781	16,768
未収委託者報酬		735,705	789,456
未収運用受託報酬		409,588	558,585
差入保証金		176,727	-
その他		1,148	826
流 動 資 産 合 計		6,611,864	5,522,781
固 定 資 産			
有形固定資産			
建設仮勘定		10,967	-
建物	*2	52,576	973,768
器具備品	*2	72,200	335,316
有形固定資産合計		135,743	1,309,084
無形固定資産			
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	2,204
投資その他の資産			
投資有価証券		-	26,930
長期差入保証金		135,329	255,800
長期前払費用		34,281	26,626
繰延税金資産		506,010	468,395
投資その他の資産合計		675,620	777,751
固 定 資 産 合 計		813,567	2,089,039
資 産 合 計		7,425,431	7,611,820
(負債の部)			
流 動 負 債			
預り金		27,525	34,059
未払金			
未払手数料		203,793	245,481
未払委託計算費		7,591	9,159
その他未払金	*1	140,753	277,420
未払費用		112,137	245,242
未払賞与		-	568,818
未払法人税等		19,721	207,469
賞与引当金		150,751	-
前受収益		-	43,333
流 動 負 債 合 計		662,271	1,630,981
固 定 負 債			
退職給付引当金		369,114	370,339
関係会社長期借入金		-	1,974,870
固 定 負 債 合 計		369,114	2,345,209
負 債 合 計		1,031,385	3,976,190
(純資産の部)			
株 主 資 本			
資本金		130,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		-	1,500,000

利益剰余金			
利益準備金		32,500	-
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,231,546	530,028
利益剰余金合計		6,264,046	530,028
株主資本合計		6,394,046	3,660,028
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		-	24,398
評価・換算差額等合計		-	24,398
純資産合計		6,394,046	3,635,630
負債・純資産合計		7,425,431	7,611,820

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)	第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			5,027,687	6,043,077
運用受託報酬			1,396,116	970,299
販売代行報酬			37,481	29,966
その他営業収益			417,495	315,181
営業収益計		*1	6,878,779	6,728,161
営業経費				
支払手数料			1,875,708	2,489,682
広告宣伝費			24,397	42,989
調査費				
調査費			79,113	47,127
図書費			1,481	984
委託計算費			385,676	303,898
営業雑経費				
通信費			35,721	31,096
印刷費			24,073	22,331
協会費			15,538	11,540
諸会費			2,412	1,172
営業経費計			2,444,119	2,950,819
一般管理費				
給料				
役員報酬			103,602	155,979
給料・手当			1,169,926	976,874
賞与			342,349	377,273
交際費			11,784	10,393
旅費交通費			86,689	68,132
租税公課			42,949	60,232
不動産賃借料			465,881	394,435
退職給付費用			78,920	56,275
固定資産減価償却費			162,695	131,709
賞与引当金繰入			150,751	-
関係会社付替費用			447,769	359,124
諸経費			506,590	430,121
一般管理費計			3,569,905	3,020,547
営業利益			864,755	756,795
営業外収益				
受取利息			1,666	13,687
原稿料			1,503	-

為替差益	-	21,723
その他営業外収益	1,011	1,966
営業外収益計	4,180	37,376
営業外費用		
為替差損	813	-
支払利息	-	22,549
営業外費用計	813	22,549
経常利益	868,122	771,622
特別利益		
資産除去債務履行差額	-	92,990
特別利益計	-	92,990
特別損失		
固定資産除却損	36,574	-
特別損失計	36,574	-
税引前当期純利益	831,548	864,612
法人税、住民税及び事業税	167,155	296,971
法人税等調整額	64,478	37,614
法人税等計	231,633	334,585
当期純利益	599,915	530,027

(3)【株主資本等変動計算書】

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	130,000	32,500	6,298,375	6,330,875	6,460,875	6,460,875
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△ 666,744	△ 666,744	△ 666,744	△ 666,744
当期純利益	-	-	599,915	599,915	599,915	599,915
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△ 66,829	△ 66,829	△ 66,829	△ 66,829
当期末残高	130,000	32,500	6,231,546	6,264,046	6,394,046	6,394,046

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

有価証券報告書 内容に関する説明

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	利益準備金	その他の利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	130,000	-	32,500	6,231,545	6,264,045	6,394,045	-	6,394,045
当期変動額								
新株の発行	1,500,000	1,500,000	-	-	-	3,000,000	-	3,000,000
剰余金の配当	-	-	△ 32,500	△ 6,231,545	△ 6,264,045	△ 6,264,045	-	△ 6,264,045
当期純利益	-	-	-	530,027	530,027	530,027	-	530,027
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△ 24,398	△ 24,398
当期変動額合計	1,500,000	1,500,000	△ 32,500	△ 5,701,518	△ 5,734,018	△ 2,734,018	△ 24,398	△ 2,758,416
当期末残高	1,630,000	1,500,000	-	530,028	530,028	3,660,028	△ 24,398	3,635,630

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2 ～ 10年

器具備品 3 ～ 10年

(2)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

(2)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2)外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(3)決算期の変更

当社は2018年6月28日開催の臨時株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期末を3月31日から12月31日に変更しました。

したがって、当事業年度は2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月となっております。

5. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第23期事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分で表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」151,461千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」506,010千円に含めて表示しております。また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項**（貸借対照表関係）**

第22期 (2018年3月31日 現在)	第23期 (2018年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 12,162千円	未払金 155,459千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 660,696千円	建物 119,938千円
器具備品 353,720千円	器具備品 73,433千円

（損益計算書関係）

第22期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第23期 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
その他営業収益 411,992千円	その他営業収益 317,804千円
*2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。	-
建物 36,574千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2017年8月21日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	666,744千円
1株当たりの配当額	256,440円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年8月30日

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	30,000	-	32,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加30,000株は、第三者割当による関係会社に対する新株の発行による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2018年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	599,914千円
1株当たりの配当額	230,736円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月29日

配当金支払額

2018年9月20日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,664,131千円
1株当たりの配当額	2,178,512円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年9月20日

（リース取引関係）

第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)		第23期 (自2018年4月 1日 至2018年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	275,016千円	1 年内	188,930千円
1 年超	1,061,140千円	1 年超	881,659千円
合計	1,336,156千円	合計	1,070,589千円

（資産除去債務関係）

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（資産除去債務関係）

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（金融商品関係）

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第22期（2018年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	5,176,015	5,176,015	-
未収入金	44,781	44,781	-
未収委託者報酬	735,705	735,705	-
未収運用受託報酬	409,588	409,588	-
資産計	6,366,089	6,366,089	-
未払手数料	203,793	203,793	-
未払法人税等	19,721	19,721	-
負債計	223,514	223,514	-

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	5,176,015	-	-	-	-	-
未収入金	44,781	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	735,705	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	409,588	-	-	-	-	-
合計	6,366,089	-	-	-	-	-

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第23期（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	2,114,958	2,114,958	-
有価証券	1,986,627	1,986,627	-
未収入金	16,768	16,768	-
未収委託者報酬	789,456	789,456	-
未収運用受託報酬	558,585	558,585	-
投資有価証券	26,930	26,930	-
資産計	5,493,324	5,493,324	-
未払金	245,481	245,481	-
未払賞与	568,818	568,818	-
未払法人税等	207,469	207,469	-
関係会社長期借入金	1,974,870	2,046,032	71,162
負債計	2,996,638	3,067,800	71,162

(注1) 金融商品時価の算定方法に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(4) 関係会社長期借入金

長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,114,958	-	-	-	-	-
有価証券	1,986,627	-	-	-	-	-
未収入金	16,768	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	789,456	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	558,585	-	-	-	-	-
投資有価証券	26,930	-	-	-	-	-
合計	5,493,323	-	-	-	-	-

(注3) 長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	493,718	1,481,152
合計	-	-	-	-	493,718	1,481,152

（有価証券関係）

第22期（2018年3月31日現在）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第23期（2018年12月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	26,930	30,000	3,070
	小計	-	-	-
合計		26,930	30,000	3,070

（注）有価証券のうち1,986,627千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第23期 （自 2018年 4月 1日 至 2018年12月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金 366,544 千円	期首における退職給付引当金 369,114 千円
退職給付費用 54,397 千円	退職給付費用 37,725 千円
退職給付の支払額 51,827 千円	退職給付の支払額 36,500 千円
期末における退職給付引当金 369,114 千円	期末における退職給付引当金 370,339 千円
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務 -	積立型制度の退職給付債務 -
年金資産 -	年金資産 -
-	-

非積立型制度の退職給付債務	369,114 千円	非積立型制度の退職給付債務	370,339 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	369,114 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,339 千円
退職給付引当金	369,114 千円	退職給付引当金	370,339 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	369,114 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,339 千円
(3)退職給付に関連する損益		(3)退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	54,397 千円	簡便法で計算した退職給付費用	37,725 千円
3. 確定拠出制度		3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,523千円でありました。		当社の確定拠出制度への要拠出額は、18,550千円でありました。	

(税効果会計関係)

第22期 (2018年3月31日現在)	第23期 (2018年12月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内 訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内 訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
固定資産	固定資産
未払事業税否認 3,284	未払事業税否認 7,419
未払費用否認 27,398	未払費用否認 74,829
親会社持分報酬制度負担額 123,700	親会社持分報酬制度負担額 76,729
賞与引当金損金算入限度超過額 39,712	賞与引当金損金算入限度超過額 158,627
貯蔵品 1,498	貯蔵品 1,000
減価償却超過額 142,951	減価償却超過額 25,093
退職給付引当金損金算入限度超過額 111,056	退職給付引当金損金算入限度超過額 111,431
その他 123	原状回復費用否認 11,282
原状回復費用否認 63,943	長期繰延資産（移転支援金） 13,269
繰延税金資産小計 513,665	その他 1
評価性引当額 7,655	繰延税金資産小計 479,678
繰延税金資産計 506,010	将来減算一時差異における評価性引当額 11,283
	繰延税金資産計 468,395
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と の差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と の差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.9 %	法定実効税率 30.6 %
(調整)	(調整)
交際費・役員賞与等永久に損金に算入 されない項目 5.3	交際費・役員賞与等永久に損金に算入 されない項目 6.1
評価性引当額取崩し 7.4	評価性引当額取崩し 1.3
その他 0.9	その他 0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.9 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.7 %

(関連当事者情報)

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	----	----------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,210,062 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他 営業収益	411,992	未収入金	12,162
							諸経費の支払	447,769		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,115,546 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他 営業収益	317,804	未払金	155,459
							諸経費の支払	359,123		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ	-	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	資本再構築につき増資	3,000,000 千円	-	-

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、株主総会の決議に基づき決定をしております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	18,000 千米ドル	関係会社長期借入金	18,000 千米ドル

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

3. 弊社の直接親会社であったアライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクの清算に伴い、同社の親会社であったアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが2018年10月1日付で弊社の100%直接親会社となりました。なお変更後もアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが弊社の100%間接親会社であることには変わりはありません。

また、2018年9月20日付に、資本再構築のため資本金1,500,000千円および資本準備金1,500,000千円の増資を行い、長期借入金につきましても、アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアから借入を受け入れております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

* 弊社の直接親会社であったアライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクの清算に伴い、同社の親会社であったアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが2018年10月1日付で弊社の100%直接親会社となりました。なお変更後もアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが弊社の100%間接親会社であることには変わりはありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	5,027,687	1,396,116	37,481	417,495	6,878,779

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	合計
6,466,787	411,992	6,878,779

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%超に該当する項目はございません。

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	6,043,077	970,299	29,966	315,181	6,728,161

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	合計
7,045,965	317,804	6,728,161

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%超に該当する項目はございません。

（1株当たり情報）

項 目	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)	第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)
1株当たり純資産額	2,459,248 円 67 銭	111,522 円 39 銭
1株当たり当期純利益	230,736 円 71 銭	38,307 円 79 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)	第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)
当期純利益（千円）	599,915	530,027
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	599,915	530,027
期中平均株式数（株）	2,600	13,836

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
2018年9月20日開催の臨時株主総会にて、発行可能株式総数の変更および株券不発行への変更を行うことを決議し、定款変更を行いました。
2018年9月20日に、アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクを割当先とする株主割当増資を行いました。なお、2018年10月1日付同社の清算に伴い、アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが100%親会社となりました。
2019年3月27日開催の定時株主総会にて、会計監査人設置にかかる定款変更を行いました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
名 称：株式会社りそな銀行
資本金の額：279,928百万円（2019年3月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
<再信託受託会社>
名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称：S M B C日興証券株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2018年12月末現在)	事業の 内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	39億15百万米ドル [*] （約4,346億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝111.00円 （2018年12月28日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用 業務を営 んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約27億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝140.46円 （2018年12月28日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約7億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝78.18円（2018年12月28日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約11億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝14.18円 （2018年12月28日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

* 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

2019年 1 月10日 臨時報告書

2019年 2 月25日 有価証券報告書

2019年 2 月25日 有価証券届出書

2019年 4 月 4 日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年3月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2018年4月1日から2018年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月29日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの2018年11月27日から2019年5月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの2019年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。